

相続税申告のご案内



SMART HINK
税理士法人 スマートシンク

税理士法人 スマートシンク

所長挨拶

わたしたち、税理士法人スマートシンクが大切にしていることは、お客様の目線に立ち、共にあることです。

スタッフや税理士同士は、専門用語を使って様々な税金や法律の問題やテーマについて話し合います。知らず知らず専門家として高く構えたところから、「提供する」という姿勢になりがちです。かつてお客様とお話しているとお互いがなんとなく判ったような気になっていましたが、現実には起きていることは税金やお金のことでないことに気づくようになりました。

ご相談の多くの根は、「今と将来への不安」や「豊かさへの実感の無さ」です。わたしたちは、税という専門分野を通して、お客様のお気持ちに安心が届くようにすることが使命ではないかと考えております。今よりもっと明るい未来が見えてくるように、お気持ちにかなう提案をさせて頂くこと。皆様が叶えたいと思っている未来地図の伴走者となって寄り添い、一緒に考え、実現して行くお手伝いさせて頂けたら幸いです。

私たちにできること。たとえば、

- ・資産家のご家族が資産家であり続けるための伴走者
 - ・創業経営者のポリシーを受け継ぎ新しい時代に事業承継出来るための伴走者
 - ・農家をあきらめない！新時代型都市農業経営を積極的に考えるための伴走者
- これらに留まらず、多くの視点から今と将来を扱うメニューを増やしていけたらと考えています。

様々な角度から、今の状況を判りやすくお伝えできるように研鑽してまいります。

皆様のお気持ちにかなうよう精一杯お話しをお伺い致します。そして将来へのご提案をさせて頂きます。

是非一度私たちにご相談下さい。一同お待ちしております。



税理士法人スマートシンク
所長 菊地則夫

相続税申告のお手伝い

相続税申告までの流れ

税理士法人スマートシンクでは、お客様担当の税理士がご依頼の日から申告・納税までの期間をお手伝いさせていただきます。申告完了後も税務調査の立ち会いなど、そのご家族の税務問題をサポートいたします。

	相続の流れ	税理士法人スマートシンクの仕事
相続開始	相続人の決定 ・法定相続人の確定 ・遺言書の有無確認 ・財産・債務のリストアップ	◇ 税理士がここから参加します ◇ ・相続放棄の可能性がある場合、早い決断(3ヶ月以内)が必要です。財産・債務の早期に洗い出すことは最重要課題です。 ※申告ご依頼の契約と同時に報酬の半金を着金として申し受けます。
3ヶ月以内	相続放棄・限定承認 (相続開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述) ・相続放棄 ・限定承認(プラスの財産の範囲内で負債を継承すること。)	相続放棄・限定承認の決断 ・家庭裁判所への申述のお手伝いをします。
4ヶ月以内	所得税準確定申告 (相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に税務署に提出) 不動産所得や事業所得などの所得税の確定申告をしなければなりません。(準確定申告といいます)	準確定申告書の作成、申告、納税 ・相続人全員が共同で被相続人の1月1日から相続発生までの日の所得を申告しなければなりません。準確定申告といいます。弊社がお手伝い致します。
10ヶ月以内	相続税の申告・納付 (相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に税務署に提出) ・分割の確定(遺産分割協議書の作成) ・現金納付か延納又は物納	評価・分割に関する打合せ 申告までの期間何度もミーティングを持ちます。納税者有利、納税者の納得いく方向を探ります。 申告書の提出・納税 ・申告書は弊社から責任を持って税務署に提出します。納税は金融機関からになります。納税まで税理士が立ち会います。 ※申告書提出後報酬の残金のご請求となります
申告後 6月～2年	税務署調査立ち会い (相続税の申告書提出してから6ヶ月から2年以内) (修正申告・更正の請求) ・納税が少ないときは修正申告 ・納税が多かったときは更正の請求	税務調査の立ち会い ・税務調査には税理士が立ち会います。税務職員が複数で来る場合にも弊社の税理士が人数に見合う税理士の数で立ち会います。各相続人の家で調査が行われる場合があります。そのような場合でも税理士が各相続人の家で全て立ち会います。 ※税務調査の立会料は別途申し受けます。

遺産整理のお手伝い

手続の内容と流れ

相続税は基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人の数)以下ですとかかりません。しかし、相続税の負担はなくても、遺産は遺産分割協議が成り立たないと登記変更など名義変更できません。税理士法人スマートシンクは税金がかからないご相続の、遺産整理のお手伝いをさせていただきます。

> 遺産整理業務

① 法定相続人の確定

戸籍謄本により法定相続人を確認

(遺言書の検認)

② 遺産の確認と確定、財産目録の作成

- > 預金・借入金の残高証明による確認
- > 不動産を名寄せ帳等により確認
- > 保険証券・株券等の確認
- > その他、ご自宅にある財産の確認

③ 遺産分割協議についての説明

④ 遺産分割協議書の作成

⑤ 財産名義変更についてのお手伝い

- > 預金・借入金関係
戸籍謄本など必要書類の準備
- > 保険証券・株券
保険会社・証券会社への連絡、必要書類の準備
- > 不動産
司法書士事務所の紹介
- > その他の財産
手続方法の確認、必要書類の準備

> 申告代理業務

所得税の申告義務がある場合

② 準確定申告書の作成

> 作成及び提出

相続税の申告義務がある場合

⑤ 相続税申告書の作成

> 「相続税申告のお手伝い」へ

税務調査の立ち会い

1. 税務調査に対する税理士法人スマートシンクの姿勢

徹底した財産調査と相続人とのミーティングを十分にし、申告漏れがないよう確実な相続税の申告を目標にしております。弊社では、税理士の長年の経験上、税務当局の主張が蓄積されています。それを納税者に十分説明した結果、納税者が納得いかないときは、調査を前提として納税者の主張する根拠で財産評価し、又は財産を計上しないこともあります。その結果税務調査となります。この場合の調査は決して悪意に基づくものではないのでお互いの主張を議論するものとなります。もちろん主張が認められることもあれば認められないこともあります。

2. 土地評価に対する税理士法人スマートシンクの姿勢

最近の調査の特色は不動産の評価を争うことは少なくなっております。不動産は隠匿の可能性は全くなく、土地評価は相続税基本通達で細かく定められております。しかし、土地の貸宅地、広大地、極端な不整形地、無道路地などは、まだ税務当局の相続税評価額と意見の相違が見られるところです。これらについては税務当局との事前協議等を通じ、納税者と意見をすりあわせをしていきます。納税者が納得いかないときは納税者の主張で申告することになります。この場合税務調査で結論を出すことになります。

3. 預貯金・有価証券等の金融資産

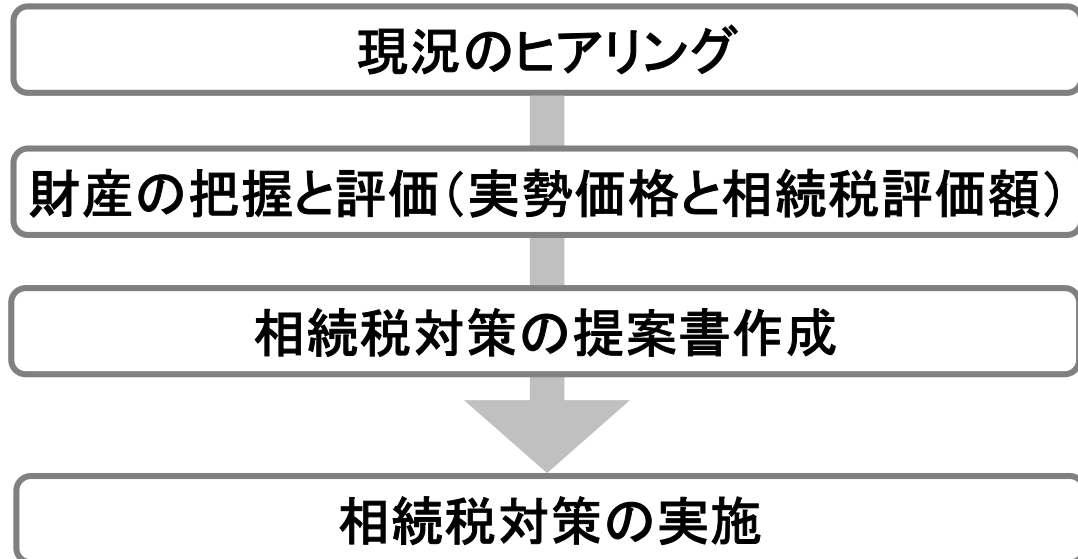
金融資産の問題は、相続人名義の預貯金等が、被相続人の相続財産に該当するかが議論となります。「収入のないお母さん名義の預金」「子供や孫に対する生前贈与の預金」などが議論の中心です。税務調査の時に預金、有価証券の所有者を争う場合には預金等が作られた時期や、本人と被相続人との贈与の認識等が問われます。残念ながら根拠のはっきりしない預貯金・有価証券は相続財産とみなされます。現代は高度に発達した情報管理の時代です。故意に預金を隠すことなどは全く困難ですし、脱税は論外です。

税理士法人スマートシンクは弊社で申告したお客様の税務調査に立ち会い、納税者の意見の代弁をします。すでに申告をご自分で出した方の税務調査立ち会い(税理士法第2条―「税務代理」)だけでもお受けしております。

相続税対策のお手伝い

相続直前の相続税対策は困難です。

長期的観点で行います。弊社では次のような手順で行います。



相続税対策

財産の整理

- ① 所有資産の把握
- ② 土地の整理
- ③ 底地の整理

相続対策

- ④ 生前贈与(相続時精算課税)
- ⑤ 贈与税の配偶者控除
(おしどり贈与)
- ⑥ 遺言
- ⑦ 死因贈与

相続税を減らす

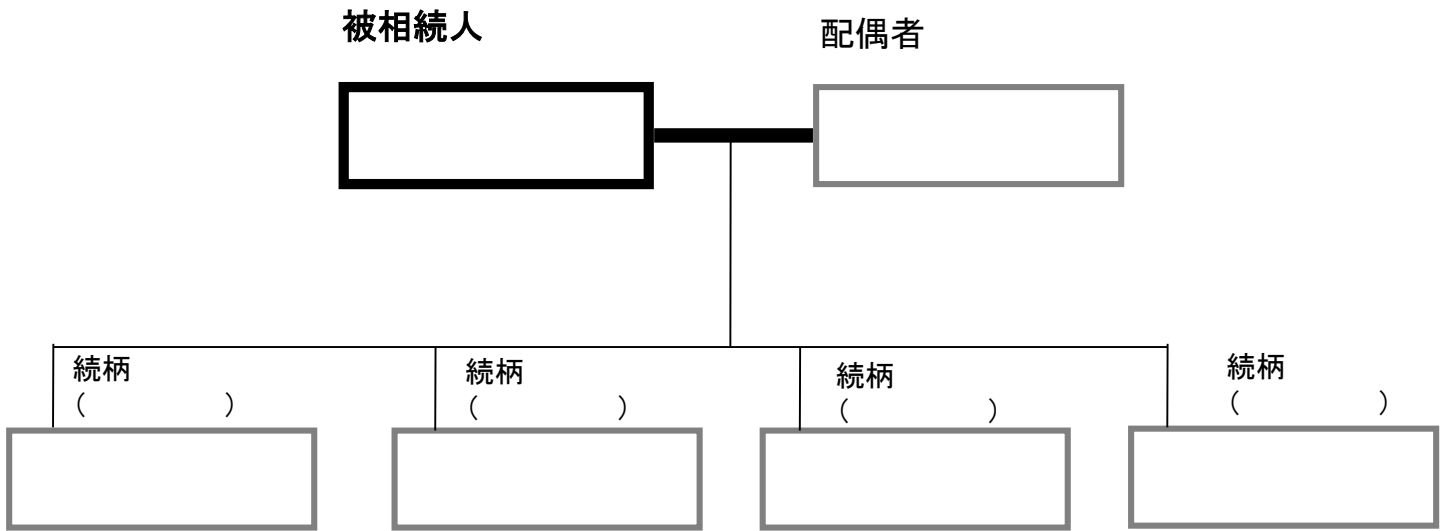
- ⑧ 贈与税の基礎控除を利用し
毎年贈与
- ⑨ 養子縁組をして基礎控除を増
やす。税率の軽減
- ⑩ 住宅の購入・建て替え
- ⑪ 遊休地に賃貸住宅を建てる
- ⑫ 墓地などは生前に購入
- ⑬ 測量・増改築等の相続前の実施

納税資金の準備

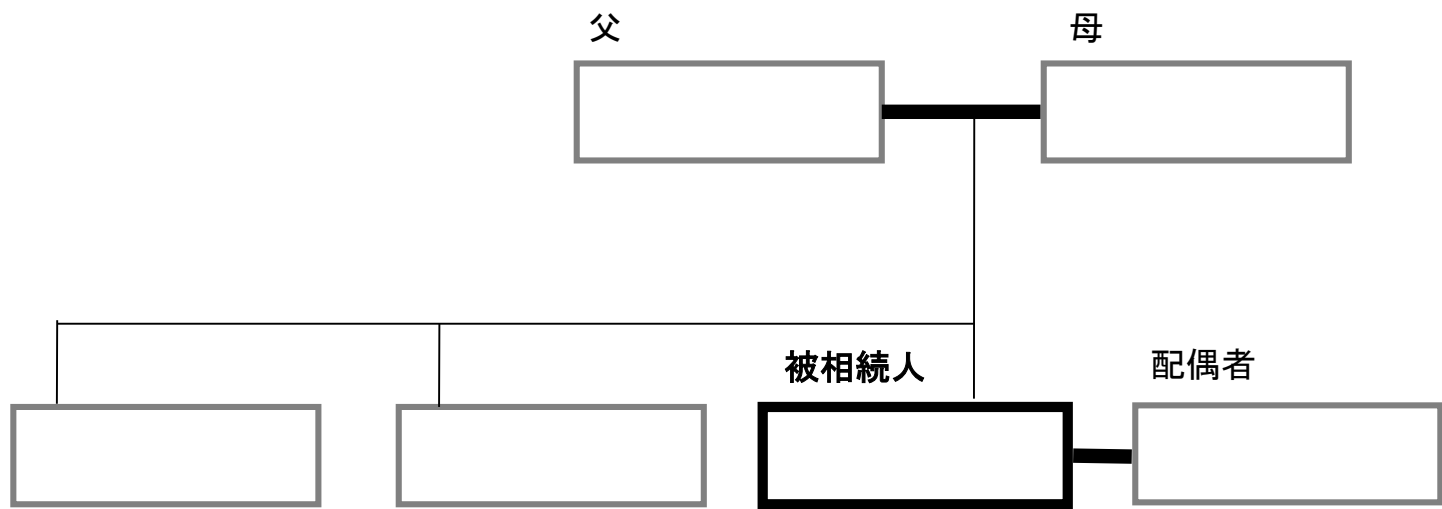
- ⑭ 生命保険に加入
- ⑮ 物納又は売却用の土地の準備
- ⑯ 資産管理会社の設立
- ⑰ 収益物件の子への移転

相続関係図

① 妻と子



② その他



遺産税の概算

遺産額の概算

(単位:万円)

● 預貯金 ● 株式 ● 債券その他の金融資産 ● 土地 ● 建物 ● 家庭用動産 ● その他の財産 ● 生命保険金等 非課税金額 ● 生前贈与財産 債務 葬式費用	△ △ △
課税価格の合計額	
基礎控除	
課税遺産総額	

相続税の概算

(単位:万円)

配偶者()	
その他の相続人()	
()	
()	
()	
相続税の予定額	

相続税の申告に必要な書類リスト

様

相続税申告必要書類

(1) 財産関係

NO	種類	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	土地	全部事項証明書	法務局	
2		固定資産税評価証明書	都道府県税事務所・市区町村	
3		地積測量図 又は 公図の写し	法務局	
4		実測図		
5		賃貸借契約書(貸地又は借地の場合)		
6	家屋	全部事項証明書	法務局	
7		固定資産税評価証明書	都道府県税事務所・市区町村	
8		間取り図		
9		賃貸借契約書(貸家等の場合)		
10	上場株式	株券		
11		証券会社の預かり証明書	証券会社	
12		家族全員の最近5年間の取引明細	証券会社	
13		配当金通知書	送付されているもの	
14	非上場株式等	直前3期の法人の申告書		
15		最近5年間の株式移動表		
16		法人所有の資産がある場合 (別紙参照)	不動産・株式・預貯金等	
17	現金預貯金	預金残高証明書	金融機関	
18		被相続人の通帳等のコピー	お手元の通帳等	
19		既経過利息計算書(定期性預金の場合)	金融機関	
20		家族全員の過去5年間の通帳のコピー		
21	電話加入権	電話番号と所在場所		
22	ゴルフ会員権	預託金証書 又は 株券		
23	生命保険金等	保険金支払い通知書	生命保険会社等	
24		まだ継続している生命保険 保険証書		
25		満期返戻金のある火災保険等 保険証書		
26	退職金	支払通知書	退職金支払会社	
27	貸付金	金銭消費貸借契約書		
28	書画・骨董類	品名・作者名等		
29	家財	特記すべきものの明細		
30	その他財産	明細		

相続税の申告に必要な書類リスト

(2) 債務関係

NO	種類	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	借入金	金銭消費貸借契約書		
2		銀行等の残高証明書	借入先金融機関等	
3	未払金	請求書・領収書	医療費・保険料・公共料金等	
4	未納租税公課	課税通知書		
5		納付書		
6	その他債務	明細		
7	葬儀費用	諸経費控帳		
8		領収書(お寺・お心付け等は書き出してください)		
9		香典帳等		

(3) 身分関係

NO	必要書類	書類・用紙の申請先等	チェック
1	遺言書		
2	遺産分割協議書		
3	被相続人の除籍謄本(生まれた時から)	市区町村 ※左記書類は不動産の登記その他で使いますので各3部以上お取り下さい。	
4	被相続人の改製原戸籍謄本(生まれた時から)		
5	被相続人の住民票の除票		
6	各相続人の戸籍謄本(家族全員の記載のあるもの)		
7	各相続人の住民票(家族全員の記載のあるもの)		
8	各相続人の印鑑証明(遺産分割協議書作成時)	市区町村	
9	被相続人の略歴書(病歴及び入院歴を含む)		
10	被相続人の死亡診断書コピー		
11	各相続人の職業・自宅電話番号		
12	各相続人のマイナンバー通知書・写真付き身分証明書		

(4) その他

NO	必要書類	チェック
1	親族関係図	
2	相続開始前3年以内の贈与の内容及び贈与税の申告書	
3	相続開始前2年間の被相続人の所得税の確定申告書	
4	準確定申告のために必要な資料(収入明細・領収書)	

東京都新宿区西新宿1丁目8番1号
新宿ビルディング6階
税理士法人スマートシンク
TEL 03-6300-9501 FAX 03-6300-9502
担当者

相続税額早見表 1

配偶者と子が法定相続人の場合

(単位: 万円)

相続人 純遺産額	配偶者 +子1人		配偶者 +子2人		配偶者 +子3人	
	改正前	現行	改正前	現行	改正前	現行
6,000万円	0	0	0	0	0	0
	0	90	0	60	0	30
8,000万円	0	0	0	0	0	0
	50	235	0	175	0	138
1億円	0	0	0	0	0	0
	175	385	100	315	50	263
1億5,000万円	0	0	0	0	0	0
	600	920	463	748	350	665
2億円	500	668	380	540	325	487
	1,250	1,670	950	1,350	813	1,218
2億5,000万円	1,440	1,772	1,134	1,430	990	1,296
	2,000	2,460	1,575	1,985	1,375	1,800
3億円	2,707	3,230	2,147	2,670	1,867	2,371
	2,900	3,460	2,300	2,860	2,000	2,540
3億5,000万円	3,900	4,460	3,175	3,735	2,750	3,290
4億円	4,900	5,460	4,050	4,610	3,525	4,155
4億5,000万円	5,900	6,480	4,925	5,493	4,400	5,030
5億円	6,900	7,605	5,850	6,555	5,275	5,963

(注) 配偶者が遺産の1/2を取得した場合の税額です。ただし、2段書きの上段は、配偶者が控除の上限である1億6,000万円(1億6,000万円に満たない場合は遺産の全て)を取得した場合の税額です。

相続税額早見表 2

子のみが法定相続人の場合

(単位:万円)

相続人 純遺産額	子1人		子2人		子3人	
	改正前	現行	改正前	現行	改正前	現行
6,000万円	0	310	0	180	0	120
8,000万円	250	680	100	470	0	330
1億円	600	1,220	350	770	200	630
1億5,000万円	2,000	2,860	1,200	1,840	900	1,440
2億円	3,900	4,860	2,500	3,340	1,800	2,460
2億5,000万円	5,900	6,930	4,000	4,920	3,000	3,960
3億円	7,900	9,180	5,800	6,920	4,500	5,460
3億5,000万円	9,900	11,500	7,800	8,920	6,000	6,980
4億円	12,300	14,000	9,800	10,920	7,700	8,980
4億5,000万円	14,800	16,500	11,800	12,960	9,700	10,980
5億円	17,300	19,000	13,800	15,210	11,700	12,980

相続税の申告報酬計算

様

相続税税務代理見積報酬表

報酬基準			報酬計算																																			
1. 財産総額基準																																						
(1) 基本報酬 ※財産総額5,000万円以下は一律30万円																																						
(2) 加算報酬 財産総額																																						
<table><thead><tr><th>財産総額</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>5,000万円 超 ～ 10億円以下</td><td>1000万円ごとに + 5万円</td></tr><tr><td>10億円 超～</td><td>※個別にお見積りいたします</td></tr></tbody></table>			財産総額	加算額	5,000万円 超 ～ 10億円以下	1000万円ごとに + 5万円	10億円 超～	※個別にお見積りいたします																														
財産総額	加算額																																					
5,000万円 超 ～ 10億円以下	1000万円ごとに + 5万円																																					
10億円 超～	※個別にお見積りいたします																																					
(※1) 1広大地・小規模・債務控除等適用前の金額です。																																						
(3) 財産総額基準報酬合計																																						
2. 共同相続人基準																																						
相続人数																																						
<table><thead><tr><th>相続人2名以上</th><th>1人につき</th><th>5%加算(※2)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3"></td></tr></tbody></table>			相続人2名以上	1人につき	5%加算(※2)																																	
相続人2名以上	1人につき	5%加算(※2)																																				
(※2) 財産総額報酬基準合計 × 5%																																						
3. 加算報酬																																						
(1) 加算報酬																																						
<table><thead><tr><th>土地</th><th>1画地(路線価)</th><th>100,000</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物・土地(倍率)・農地・山林</td><td>1棟・1画地</td><td>20,000</td></tr><tr><td>預金</td><td>1口座</td><td>10,000</td></tr><tr><td>上場有価証券</td><td>1銘柄</td><td>10,000</td></tr><tr><td rowspan="2">未上場株</td><td>1銘柄</td><td>100,000</td></tr><tr><td>土地の評価 1画地(路線価)</td><td>100,000</td></tr><tr><td></td><td>建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位</td><td>20,000</td></tr><tr><td>生命保険・定期金・権利等</td><td>1契約</td><td>10,000</td></tr><tr><td>営業権</td><td>1評価</td><td>100,000</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小規模宅地等の減額</td><td>一律</td><td>100,000</td></tr><tr><td>分割協議書作成(※3)</td><td>一部につき</td><td>30,000</td></tr></tbody></table>			土地	1画地(路線価)	100,000	建物・土地(倍率)・農地・山林	1棟・1画地	20,000	預金	1口座	10,000	上場有価証券	1銘柄	10,000	未上場株	1銘柄	100,000	土地の評価 1画地(路線価)	100,000		建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位	20,000	生命保険・定期金・権利等	1契約	10,000	営業権	1評価	100,000	その他			小規模宅地等の減額	一律	100,000	分割協議書作成(※3)	一部につき	30,000	
土地	1画地(路線価)	100,000																																				
建物・土地(倍率)・農地・山林	1棟・1画地	20,000																																				
預金	1口座	10,000																																				
上場有価証券	1銘柄	10,000																																				
未上場株	1銘柄	100,000																																				
	土地の評価 1画地(路線価)	100,000																																				
	建物・土地(倍率)・農地・山林・償却資産 1単位	20,000																																				
生命保険・定期金・権利等	1契約	10,000																																				
営業権	1評価	100,000																																				
その他																																						
小規模宅地等の減額	一律	100,000																																				
分割協議書作成(※3)	一部につき	30,000																																				
(※3) 分割協議の参加アドバイス料を含みます。																																						
(2) 納税方法																																						
<table><thead><tr><th>納税猶予</th><th>農地</th><th>300,000</th></tr></thead><tbody><tr><td>延納</td><td>1人につき</td><td>300,000</td></tr><tr><td>物納</td><td>1人につき</td><td>300,000</td></tr></tbody></table>			納税猶予	農地	300,000	延納	1人につき	300,000	物納	1人につき	300,000																											
納税猶予	農地	300,000																																				
延納	1人につき	300,000																																				
物納	1人につき	300,000																																				
(3) 加算報酬合計																																						
4.																																						
5. 仮計 ※仮計 = 1. (3) + 2. + 3. (3) + 4.																																						
6. 値引き金額																																						
7. 合計																																						
8. 消費税 5. 合計 × 10%																																						
9. 報酬額合計																																						

＜上記金額に含まれない費用＞
各種証明書取得のための実費 / 所得税の申告が必要な場合の確定申告報酬/測量をする場合の測量士等への報酬、不動産鑑定が必要な場合の不動産鑑定士への報酬、その他鑑定のために必要な費用(※必要な場合は事前にお客様へご相談いたします。)/不動産の相続登記のための登録免許税・司法書士への報酬/その他名義変更のために必要な費用
※消費税率の変更に伴い、2019年9月30日までに申告が完了する場合には8%、
2019年10月1日以降に申告が完了する場合には10%で計算させていただきますので予めご了承下さい。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿1丁目8番1号
新宿ビルディング6階
税理士法人スマートシンク
TEL 03-6300-9501 FAX 03-6300-9502
担当者

遺産整理業務報酬計算

遺産整理業務の報酬

基本料金		250,000円+税
加算報酬 内容によっては相続人本人が手続きをしなければならないものもあります		
①預金口座	1口座について10,000円+税 10,000円+税 × ()口座	円
②借入金	1件について10,000円+税 10,000円+税 × ()件	円
③株券等	1銘柄について10,000円+税 10,000円+税 × ()銘柄	円
④遺言書検認手続き	(公正証書遺言以外)	30,000円+税
⑤遺産分割協議書の作成	基本料金に含む (共同相続人の人数分)	
報酬見積額		円

※ 報酬には金融機関等の手数料、切手、印紙、登録免許税、司法書士手数料等実費は含まれません

※オプション

・財産評価明細書の作成

遺産分割時に、相続開始時点の遺産の価値を参考にすることができます

・相続財産の管理や運用、処分についてのアドバイス

相続財産の中に賃貸物件などがある場合に、適切な運用方法などのアドバイスをさせていただきます。

・準確定申告書の作成

被相続人に所得税の確定申告義務がある場合、申告書の作成をさせていただきます。

税務調査立会い報酬計算

税務調査立会い報酬表

報 酬 基 準	報酬金額
1. 立会い日当 50,000円 × 日 × 2人 * 1日未満は1日とする。 令和 年 月 日 _____ _____	0円
2. 税務署との交渉等のタイムチャージ報酬 ① 担当税理士 10,000円 × 時間 = 0円 ② 補助税理士 10,000円 × 時間 = 0円 ③ 指導税理士 12,000円 × 時間 = 0円 ④ 補助者 3,000円 × 時間 = 0円 * 作業時間は別紙明細書をご参照ください	0円
3. 計	0円
4. 修正申告書作成料	
5. 修正申告等の不要の場合の加算額	
6. 合 計	0円
7. 消費税 6 × 10%	0円
8. 報酬額合計	0円

東京都新宿区西新宿1丁目8番1号
新宿ビルディング6階
税理士法人スマートシンク

TEL 03-6300-9501 FAX 03-6300-9502

担当者

その他の業務と報酬

小規模法人(概ね20室以下)

料金	
月額顧問料	20,000円+税
申告書作成料	150,000円+税
仕事の内容	
サポート内容	・税理士が電話で税務相談(相談者:会社の代表者) ・年1回申告時に打合せ ・元帳記帳から決算書・申告書作成までを行います
税務申告書	法人税・法人住民税の税務申告書の作成と提出

※御社で決算書まで作成の場合には、申告書作成150,000円+税のコースもございます。

中規模法人(概ね50室以下)

料金	
月額顧問料	30,000円+税
申告書作成料	200,000円+税
仕事の内容	
サポート内容	・税理士が電話で税務相談(相談者:会社の代表者と経理担当者) ・決算前、申告時に打合せ ・元帳記帳から決算書・申告書作成までを行います
税務申告書	法人税・法人住民税・消費税の税務申告書の作成と提出

大規模法人(概ね80室以上)

料金	
月額顧問料	50,000円+税
申告書作成料	250,000円+税
仕事の内容	
サポート内容	・税理士が訪問して税務相談(相談者:会社の代表者と経理担当者) ・逐次、税理士が電話でも税務相談をお受けします ・元帳記帳から決算書・申告書作成までを行います ・面談にて申告対策打合 決算前1回 2~3ヶ月に1回のミーティング
税務申告書	法人税・法人住民税・消費税の税務申告書の作成と提出

その他の業務と報酬

様

所得税確定申告報酬表

報酬基準			報酬計算																											
1. 総合基本報酬	30,000円 × 人																													
2. 加算報酬																														
(1) 事業所得及び不動産所得その他収支計算のある所得 収入金額を基準として(算式: 収入金額 × 算定率 + 加算額)			収入金額																											
<table><thead><tr><th>収入金額</th><th>算定率</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,000万円 未満</td><td>0.001</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>2,000万円 以上～ 3,000万円未満</td><td>0.0005</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>3,000万円 以上～ 5,000万円未満</td><td>0.0005</td><td>75,000円</td></tr><tr><td>5,000万円 以上～ 1億円未満</td><td>0.0007</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>1億円 以上～ 2億円未満</td><td>0.00042</td><td>170,000円</td></tr><tr><td>2億円 以上～</td><td>0.00015</td><td>255,000円</td></tr></tbody></table>			収入金額	算定率	加算額	2,000万円 未満	0.001	40,000円	2,000万円 以上～ 3,000万円未満	0.0005	60,000円	3,000万円 以上～ 5,000万円未満	0.0005	75,000円	5,000万円 以上～ 1億円未満	0.0007	100,000円	1億円 以上～ 2億円未満	0.00042	170,000円	2億円 以上～	0.00015	255,000円							
収入金額	算定率	加算額																												
2,000万円 未満	0.001	40,000円																												
2,000万円 以上～ 3,000万円未満	0.0005	60,000円																												
3,000万円 以上～ 5,000万円未満	0.0005	75,000円																												
5,000万円 以上～ 1億円未満	0.0007	100,000円																												
1億円 以上～ 2億円未満	0.00042	170,000円																												
2億円 以上～	0.00015	255,000円																												
(2) その他の所得	2,000円 × 件																													
(3) 不動産の譲渡による所得 売買金額を基準として(算式: 収入金額 × 算定率 + 加算額)	<table><thead><tr><th>売買金額</th><th>算定率</th><th>加算額</th></tr></thead><tbody><tr><td>3,000万円 未満</td><td>—</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>3,000万円 以上～ 5,000万円未満</td><td>0.001</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>5,000万円 以上～ 1億円未満</td><td>0.0005</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>1億円 以上～ 3億円未満</td><td>0.00066</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>3億円 以上～ 5億円未満</td><td>0.0007</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>5億円 以上～ 7億円未満</td><td>0.00069</td><td>165,000円</td></tr><tr><td>7億円 以上～ 10億円未満</td><td>0.00041</td><td>390,000円</td></tr><tr><td>10億円 以上～</td><td>0.0005</td><td>300,000円</td></tr></tbody></table>		売買金額	算定率	加算額	3,000万円 未満	—	100,000円	3,000万円 以上～ 5,000万円未満	0.001	100,000円	5,000万円 以上～ 1億円未満	0.0005	150,000円	1億円 以上～ 3億円未満	0.00066	150,000円	3億円 以上～ 5億円未満	0.0007	150,000円	5億円 以上～ 7億円未満	0.00069	165,000円	7億円 以上～ 10億円未満	0.00041	390,000円	10億円 以上～	0.0005	300,000円	売買金額
売買金額	算定率	加算額																												
3,000万円 未満	—	100,000円																												
3,000万円 以上～ 5,000万円未満	0.001	100,000円																												
5,000万円 以上～ 1億円未満	0.0005	150,000円																												
1億円 以上～ 3億円未満	0.00066	150,000円																												
3億円 以上～ 5億円未満	0.0007	150,000円																												
5億円 以上～ 7億円未満	0.00069	165,000円																												
7億円 以上～ 10億円未満	0.00041	390,000円																												
10億円 以上～	0.0005	300,000円																												
(4) 株式の譲渡による所得																														
① 特定口座の場合	2,000円 × 口座口数																													
② 一般口座の場合	1,000円 × 取引回数																													
③ その他特別取引	× 取引回数																													
3. 仮 計																														
4. 計算書の作成報酬	3 × 0.3																													
5. 申告書の作成報酬	3 × 0.2																													
6. 資料蒐集事務日当	50,000円 × 日																													
7. 申告書提出手数料	2,500円 × 人																													
8. コンサルタント報酬	収入金額 × 0.15%																													
9. 計																														
10.																														
11.																														
12. 合 計																														
13. 消 費 税	11 × 10%																													
14. 報 酬 額 合 計																														

* 上記報酬額は、お聞きした所得の内容と実際の内容が異なった場合には、増加する場合があります。

令和 年 月 日

東京都新宿区西新宿1丁目8番1号
新宿ビルディング6階
TEL 03-6300-9501 FAX 03-6300-9502
税理士法人スマートシンク

担当者

スタッフ紹介

所長 税理士 菊地則夫



自己紹介	お客様第一に、柔らかくそして粘り強くご相談を承ります。
職務経歴 (26年)	得意分野: 相続税、土地譲渡の税金、マイホームの税金、土地活用と税、同族会社の税金、アパートマンションオーナーの税金
実績	・個人法人含め数百件の相談および申告経験 ・著書「らくらく個人事業 開業のすべてが判る本」「らくらく株式会社設立&経営のすべてがわかる本」「らくらく小さな会社と個人事業の消費税がわかる本」「マイホームの税金対策」「不動産産業実務の手引 別巻」 ・講演・セミナー 財団法人不動産流通近代化センター講師、社団法人全国宅地建物取引業協会講師、不動産コンサルティング技能士制度委員 賃貸不動産経営管理士協議会講師、リフォームセミナー講師、相続税セミナー講師、読売セミナー講師(年間講師回数30~50回)

税理士 宿谷紫

自己紹介	全てはお客様のため。 誠実に、素直にお客様に寄り添います。 お客様からお話を伺い、知識と経験をもって、関わる方々が 幸せになるような仕事を心がけております。
職務経歴 (23年)	一般企業勤務後、税理士となる。 個人事務所で個人・法人の税務申告 大手税理士法人にて一部上場企業・外資系企業の法人税務 資産税税理士法人にて相続・贈与・譲渡申告を経験
実績	個人法人含めて数百件の申告経験 セミナー・相談会も年間数十回実施



税理士 山内孝宏



自己紹介	信頼関係を大切に。愛情をもって仕事に臨みます。
職務経歴 (18年)	スタートアップ企業の経理サポート、融資申込のサポート。 不動産オーナーを含む個人事業主の法人化。
実績	個人法人含め数百件の相談及び申告経験。 税務調査立会折衝。

税理士 漆谷耕太



- | | |
|------|---|
| 自己紹介 | 価値ある提案ができるようご相談一つ一つ真剣に取り組めます。 |
| 職務経歴 | 会計・税務申告経験 9年
不動産売買仲介・開発・コンサルティング経験 16年
地主様家主様の相続対策、シミュレーション、建替え計画、資金繰りのサポートなど不動産に係る業務に数多く携わる。 |
| 実績 | 個人法人含め数百件の相談及び申告経験、
セミナー講師多数 |

事務員 小松直之

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 自己紹介 | 皆様が快適に税務相談ができますよう、事務所を支えています。 |
| 職務経歴
(11年) | 会計事務所 法人・個人監査部門
相続税申告書作成経験豊富 |
| 実績 | 税務業務に従事し、各問題に関し皆様をサポートする経験があります |



この他にも、事務職やパートのスタッフがいます

～有資格者、事務職～



その他の業務案内

～税のこと～ “THINK!” 一緒に考えましょう！



☆ 相続に関するご相談

いつ来るかわからないその時のために、今できることを考えましょう！

今は元気な両親を目の前にして話しにくいけど、
相続が始まるとどんなことが起こるのか…？

【相続税申告】

相続人の決定・相続放棄・限定承認
所得税準確定申告(4か月以内)
相続税の申告・納付(10か月以内)

【遺産整理のお手伝い】
税金がかからないご相続の
遺産整理をお手伝い

【相続税対策のお手伝い・ご提案】
親の不動産が重荷になってしまわない
ような対策を考えましょう…

【相続税シミュレーション】

今の所有財産を相続(分配)する方法を
ご提案しつつ、税金がどのくらいになるか
をシミュレーションして、ご報告します！

その他の業務案内

☆ 不動産業全般に関する経営と税金

本業をしながらの不動産経営がこれからの時代の基本です！



例えば…

- ・リフォームで収益性向上を図る
- ・「建築」で本来の資産価値を取り戻す
- ・売却して資産を組み換える
- ・不動産所得の勘所を知る

～不動産経営のお手伝い・ご提案～

- ・不動産所得診断
- ・資産の組み替えシミュレーション
- ・法人化シミュレーション

☆ 都市型農業経営と税金

農地を次世代に楽しく継がせるためには？

- ・資産の組み替えシミュレーション
- ・貸し農地



会社概要

会社名	税理士法人 スマートシンク
英文社名	Smart Think Tax Accountant Firms
代表取締役	菊地則夫
従業員数	税理士4名、科目合格者1名、事務職4名
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目8番1号 新宿ビルディング 6階
TEL	03-6300-9501
FAX	03-6300-9502
事業内容	・ 税理士業務 ・ 相続税 ・ 不動産税務 ・ 新農業経営者のための税務 ・ 不動産税務・相続税のセミナーや研修の講師

アクセス



新宿駅西口9番出口より
都庁方面に向かって、2分です。
地下にドトールコーヒー店が
入っています。

地下道を通ってもお越しいただけます。



税理士法人 スマートシンク

〒160-0023東京都新宿区西新宿1-8-1

新宿ビルディング 6階

Phone:03-6300-9501 /Fax:03-6300-9502

HP: <http://www.smtt.co.jp/>